

地区計画の区域内における行為に係る届出書に添付する図書

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出の添付図書(都市計画法施行規則第 43 条の 9 第 2 項に規定)は、次のとおりとする。

1 各行為の届出における共通図書

図書の名称	縮尺	備考
位置図	1/2, 500 以上	方位、施行箇所、道路その他の交通機関及び目標となる土地建物を表示する図面
求積図及び求積表		届出書に表示する各面積を明らかにすること
委任状		代理人による届出の場合

2 その他の添付図書

(1) 土地の区画形質の変更

図書の名称	縮尺	備考
土地利用計画図	1/1, 000 以上	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面
設計図	1/100 以上 (※やむを得ない場合は、1/500 以上)	当該行為を行う土地の区域、がけ又は擁壁の位置、切り土又は盛り土をする部分、道路の位置、宅地の地盤高等を表示する図面
造成計画断面図	1/100 以上 (※やむを得ない場合は、1/500 以上)	切り土又は盛り土をする前後の地盤面、がけ又は擁壁の位置を表示する図面
公図の写し	1/600 以上	当該区域の土地の地目を表示する図面

(2) 建築物の建築、工作物の建設又は建築物等の用途の変更

図書の名称	縮尺	備考
配置図	1/100 以上 (※やむを得ない場合は、1/500 以上)	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
各階平面図	1/50 以上 (※やむを得ない場合は、1/200 以上)	方位を表示すること (<u>図書の添付は、建築物である場合に限る。</u>)

立面図	1/50 以上 (※やむを得ない場合は、1/200 以上)	4 面以上とすること 建築物及び工作物の色彩をマンセル値により示すこと。なお、色彩は景観形成基準を準用することとし、この基準を満たさない場合は、周辺の景観と調和している旨の説明資料を添付すること。
断面図	1/50 以上 (※やむを得ない場合は、1/200 以上)	横断面及び縦断面の 2 面について、主要部分の材料の種別及び仕上方法を表示する図面 (図書の添付は、建築物である場合に限る。)

(3) 建築物等の形態又は意匠の変更

図書の名称	縮尺	備考
配置図	1/100 以上 (※やむを得ない場合は、1/500 以上)	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
立面図	1/50 以上 (※やむを得ない場合は、1/200 以上)	4 面以上とすること 建築物及び工作物の色彩をマンセル値により示すこと。なお、色彩は景観形成基準を準用することとし、この基準を満たさない場合は、周辺の景観と調和している旨の説明資料を添付すること。

(4) 木竹の伐採

図書の名称	縮尺	備考
現況平面図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域を表示する図面
計画平面図	1/100 以上 (※やむを得ない場合は、1/600 以上)	当該行為の施行方法を明らかにする図面

問い合わせ

三浦市都市環境部都市計画課

電話 046(882)1111 内線 274